

新市名称選考小委員会設置規程

(設置及び趣旨)

第1条 新市の名称についての応募作品の選考等を行うため、鷹巣阿仁地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会(以下「協議会」という。)に新市名称選考小委員会(以下「小委員会」という。)を置くこととし、同条第2項の規定に基づき、小委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新市の名称についての応募作品から新市の名称候補を絞り込むこと。
- (2) その他協議会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長及び委員のうち、次の者をもって組織する。

- (1) 4町の長
- (2) 4町の議会議長
- (3) 4町の長が定めた学識経験を有する者各1名

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

(会議)

第5条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(関係者の出席)

第6条 小委員会は、必要に応じて関係者を会議に出席させ、説明または助言を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年3月2日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の小委員会は、協議会の会長が招集する。